

職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

愛知県人事委員会(委員長 那須國宏)は、平成 17 年 11 月 30 日議会及び知事に対し、本県の給与構造の改革に関する職員の給与等について報告し、併せて、給与の改定について勧告を行ったが、その概要は次のとおりである。

勧告のポイント

給料表の水準を国に準じて引き下げるとともに、給与の年功的上昇を抑制し、職務・職責と実績を反映し得るよう給料表構造を見直す必要があり、そのため、給料表を国に準じて改定
民間賃金の地域間格差を反映させるため、調整手当を地域手当に改めることとするが、そのあり方については、本県の実情を踏まえ更に検討を要するため、その結論が出るまでの間の暫定的な措置として、一律に支給することとし、平成 18 年度は 10%を支給

1 給与構造改革の基本的な考え方

本委員会は、本年 10 月 6 日の職員の給与等に関する報告及び勧告で述べたように、職員の給与構造においても、国と同様の問題を抱えていることから、国の改革内容を参考に、本県の実情や他の都道府県の動向を考慮して、制度全般にわたる抜本的な改革に取り組む必要があると考える。

2 改革の内容

(1) 給料表の見直し

ア 給料表水準の引下げ

職員の給与水準等については、地方公務員法第 24 条第 3 項において均衡の原則が求められているところであり、これまで本県においては、公務員の基本給である給料表の水準については国に準じ、手当を含めた給与総額の水準については、民間賃金との均衡を基本としてきたことから、引き続きこの考え方に基づいて取り扱う必要があると考える。

イ 給料表構造の改革

本県においても、年功的な給与の上昇等、国と同様に給料表構造の問題を抱えていることから、国に準じて給料表構造の改革を行う必要がある。

以上のことから、行政職給料表(一)を始めとする全ての給料表について、国に準じて改定する必要がある。

また、教育職給料表についても、今回の国の俸給表構造の改革を踏まえて全国人事委員会連合会が作成した、教育職参考モデル給料表に準じて改定する必要がある。

なお、これにより、給料表水準は行政職給料表(一)適用職員平均で、5.7%マイナスとなる。

(2) 地域手当の新設

国は、これまでの調整手当に替えて、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に対し、地域手当を支給することとし、「賃金構造基本統計調査」の結果を用いて支給地域を指定したが、支給地域や支給割合を、そのまま本県職員に適用することは、本県の実情等を考慮すると、様々な問題がある。

そのため、本県の地域手当のあり方については、さらに検討を進め、可及的速やかに結論を出すこととするが、その結論が出るまでの間の暫定的な措置として、これまで調整手当が県内一律支給であったこととの連続性を考慮し、県内を一つの地域としてとらえて支給することとし、支給割合については、地域手当を含めた職員の給与と民間給与との均衡を考慮して適切な割合を毎年勧告していくこととする。

なお、県外公署勤務者並びに医師及び歯科医師に対する地域手当については、国に準じて支給する必要がある。

(3) 勤務実績の給与への反映

本県においても、国と同様に、能率的な人事管理を推進していくためには、職員の勤務実績の給与への反映を拡大していく必要があると考える。

しかしながら、現時点では、一部の職員を除き、勤務実績の給与への反映に必要な評価制度は確立していないことから、新たな人事評価制度の導入に向けた取組が必要であるとともに、当面の措置として、各任命権者において、現行制度を適切に運用し、勤務実績の給与への反映を促進していく必要がある。

なお、新たな人事評価制度の導入に当たっては、公務の特殊性や多様性に配慮し、客観的で公平性や透明性が高い制度の整備が必要であり、また、制度の実効性を確保し、円滑に導入するため、職員の理解と納得が得られるよう努める必要がある。

(4) その他の改革

ア 昇格時の号給の決定方法の見直し

イ 中途採用者の初任給決定の制限の見直し

- ウ 給料の調整額の見直し
- エ 教育職給料表の改正に伴う措置
- オ 広域異動手当の新設等

3 実施時期及び経過措置

(1) 給料表の改定

平成 18 年 4 月 1 日から国に準じて改定する。

なお、新たな給料表への切替方法及び激変緩和のための経過措置は、国に準じて行う必要がある。

(2) 地域手当の新設

平成 18 年 4 月 1 日から、調整手当に替えて地域手当を支給する。

県内の在勤職員(医師及び歯科医師を除く。)については、暫定的な措置として、平成 18 年度については、10%を支給する。

(3) その他の改定

昇給・昇格制度の見直し等、その他の改革に係る改正についても、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

4 公民の給与比較方法等の見直しについて

人事院は、官民の給与の比較方法について、民間企業における人事・組織形態の変化に対応できるよう今後検討を進めていくこととしている。

また、現在、総務省が設置した「地方公務員の給与のあり方に関する研究会」において、地方公務員の給与決定の考え方や人事委員会機能の強化のあり方等について検討が進められており、今年度末には最終報告が出されることとなっている。

本委員会としても、これらの検討結果等を参考に、今後、職員給与の決定方法のあり方について検討を進める必要があると認識しており、当面、具体的な取組として、公民比較方法の見直し等について、有識者からの意見聴取や小規模事業所の実態アンケート調査等を行って、検討を進めていくこととする。

5 勸 告

本委員会は、本県の給与構造の改革に関する検討の結果、次の事項を実現するため、職員

の給与に関する条例（昭和42年愛知県条例第3号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年愛知県条例第63号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年愛知県条例第58号）を改正することを勧告する。

(1) 改定の内容

ア 給料表

現行の給料表を人事院が給与構造の改革のために勧告した俸給表に準じて改定すること。

なお、教育職の給料表については、全国人事委員会連合会が作成した教育職参考モデル給料表（平成18年度改正）に準じて改定すること。

イ 地域手当

調整手当を地域手当に改め、暫定的な措置として、県内の公署に勤務する職員については、県内を一つの地域として、職員の給与と民間給与との均衡を考慮し、平成18年度の支給割合は10%とすること。

なお、県外の公署に勤務する職員並びに医師及び歯科医師については、国に準じて支給すること。

ウ 昇給制度

昇給制度を国の昇給制度に準じて改正すること。

(2) 改定の実施時期

この改定は、平成18年4月1日から実施すること。

(3) 経過措置

ア 改定後の給料表の適用の日（以下「切替日」という。）における給料月額が、切替日の前日において受けていた給料月額に達しない職員に対しては、その者の受ける給料月額が同日に受けていた給料月額（給料表の適用を異にして異動した場合その他の人事委員会の定める事由に該当する場合にあっては、人事委員会の定める額。以下「切替前給料月額」という。）に達するまでの間、切替前給料月額とその者の受ける給料月額との差額に相当する額を支給すること。切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、任用の事情を考慮して上記の差額に相当する額の支給を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員についても、これに準じて差額に相当する額を支給すること。

イ アの差額に相当する額は、職員の給与に関する条例の規定の適用については、当該条例に規定する給料に含まれるものとする。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、この改定に関し必要な措置を講ずること。

【 参 考 】

人事院勧告の内容（給与構造の改革関係分）

年功的な給与上昇要因を抑制し、職務・職責や勤務実績に応じた適切な給与を確保

(1) 俸給表及び俸給制度

ア 行政職(一)

- ・水準の引下げ（平均4.8%）
- ・給与カーブのフラット化
- ・級の構成及び水準の見直し（11級制 10級制）
- ・枠外昇給制度の廃止

イ 行政職(一)以外

行政職(一)との均衡を基本として見直し

(2) 地域手当及び広域異動手当の新設

ア 地域手当の新設

現行の調整手当に替えて、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給

イ 広域異動手当の新設

民間企業の転勤者の賃金水準が地域のそれより高いことを考慮して広域異動者に支給

(3) 勤務実績の給与への反映

ア 勤務実績に基づく昇給制度の導入

昇給の区分を5段階設けることにより、勤務実績が適切に反映される昇給制度を導入

イ 勤勉手当への実績反映の拡大

勤務実績を支給額により反映し得るよう、査定原資を増額

(4) スタッフ職活用のための環境整備

(5) 俸給の特別調整額の定額化

(6) 本府省手当の新設

俸給の引下げ、新制度の導入や手当額の引上げは、平成18年4月1日から段階的に実施し、平成22年度までの5年間で完成